

# 平成 29 年度「山形県有機エレクトロニクス総合支援事業(展示会出展支援事業)」実施要領

## (趣旨)

第 1 条 この要領は、公益財団法人山形県産業技術振興機構（以下、「機構」という。）が、平成 29 年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金交付要綱に基づき実施する展示会出展支援補助事業（以下、「補助事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (事業の目的)

第 2 条 本事業の実施は、国内で開催される商談を主目的とした展示会に、有機 E L 照明製品を出品し、その後の商談活動を行う費用の一部を支援することにより、有機 E L 照明の市場開拓を促進することを目的とする。

## (補助事業者)

第 3 条 この事業の対象となる事業者（以下、「補助事業者」という。）は、山形県内に本社を有する企業（複数の県内企業で構成するグループを含む）であり、直近 3 事業年度の国税又は地方税を完納している者とする。

## (補助対象事業)

第 4 条 補助金交付の対象となる事業は、以下の条件を満たすものとする。

（条件）補助対象事業者が国内で開催される商談を主目的とした展示会に、有機 E L 照明製品を中心に出品すること。

## (補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第 5 条 補助金は、補助事業者が補助事業を行うために必要な経費であって、別表 1 で定めるもののうち、機構が必要と認めるものについて補助対象とする。

2 前条に規定する補助事業に対する補助率及び補助限度額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 補助率

補助率は、補助対象経費総額の 2 分の 1 以内とする。

(2) 補助限度額

補助限度額は、1 件につき 1,000 千円とする。

## (補助対象展示会数)

第 6 条 1 つの申請において補助の対象となる展示会は、1 つとする。また、平成 29 年度内に同一の企業又は同一のグループが申請し、交付決定を受けられる回数は原則として 1 回限りとする。

## (補助期間)

第 7 条 事業を完了するまでの期間とする。ただし、平成 30 年 2 月 28 日までに事業を完了することとし、延長は認めない。

## (補助金の交付申請)

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第 1 号）を機

構に提出するものとする。申請は随時受け付けるが、第7条に定める完了期限までに確実に事業が完了することを条件とする。なお、予算額に達した時点で募集を終了する。

- 2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

### **（他の補助制度との併用）**

第9条 本補助事業の実施において、県が支援する他の制度（補助金、委託費等）と重複して本事業を活用することはできない。市町村や民間団体（県が補助や出資をしている団体を除く）の補助制度において、他の補助制度との併用が認められている場合は可能とする。

### **（補助金の交付決定）**

第10条 機構は、第8条の規定により、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の場合において、機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができるものとする。
- 3 機構は、補助金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知するものとする。

### **（採択基準）**

第11条 補助事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 補助事業の実実施計画及び実施体制（出展する展示会の選定、会期中の運営体制・その後の商談活動等）が妥当であり、実現性が高いこと。
- (2) 補助事業の実施により、県産有機EL照明製品の販売促進・販路拡大が見込まれること。
- (3) 補助事業を遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な財務基盤を有すること。

### **（補助金の交付の条件）**

第12条 次に掲げる事項は、補助金の交付を決定する場合に付する条件とする。

- (1) 補助事業者は、次に掲げる場合には、あらかじめ、変更承認申請書（様式第2号）により機構の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助対象経費の経費区分ごとの配分の変更をしようとする場合。ただし、経費区分間の配分額の20パーセントを超えない軽微な変更を除く。
  - イ 補助事業の内容の変更をしようとする場合。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）申請書（様式第3号）を機構に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと判断したときは、機構

の指示に従うこと。

- (4) 機構は、交付の決定に当たっては、第8条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- (5) 機構は第8条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする。
- (6) 補助事業者は、本補助金により製作された試作品について、補助期間終了後においても、機構が実施する普及啓発を目的とした事業（展示会の開催等）に対し貸し出すなど、協力しなければならない。
- (7) 機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、各号に定める事項のほか、第10条第1項に規定する補助金交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

### **（申請の取下げ）**

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を機構に提出しなければならない。

### **（事業の遂行）**

第14条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、注意をもって事業を遂行しなければならない。いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

### **（実績報告）**

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第12条の規定による中止（廃止）の承認を受けたときは、その日から起算して1か月以内又は平成30年3月9日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）を機構に提出しなければならない。

2 補助事業者等は、実績報告書の提出に当たり、第3条第2項ただし書の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告（様式第5号）しなければならない。

### **（補助金の額の確定）**

第16条 機構は、第15条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助事業者の実施した事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

### **（補助金の支払い）**

第17条 機構は、前条により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

### **（補助金の交付請求）**

第18条 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書を機構に提出

するものとする。

### **(補助金の交付決定の取消し)**

第19条 機構は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金交付決定の内容、条件、その他法令若しくはこの要領に定める事項に違反したときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取消することができる。

2 前項の規定は、補助金交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 機構は、補助金交付決定の取消しを行った場合には、その旨を補助事業者に対し速やかに通知するものとする。

### **(補助金の返還)**

第20条 補助事業者は、前条の規定により取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、補助金を返還しなければならない。

### **(延滞金)**

第21条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められ、これを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額（その一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降については、納付金額を控除した額）につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

2 前項の場合において、延滞金の額を計算する場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

### **(財産の処分の制限)**

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機構が定める財産（以下、「取得財産等」という。）を機構の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし又は担保の用に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を機構に納付した場合、若しくは減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は当該耐用年数の範囲内で別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者等が前項に規定する承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を提出してあらかじめ機構の承認を受けなければならない。

3 機構は、前項の承認をした補助事業者等に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより、補助事業者等に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

### **(産業財産権の帰属等)**

第23条 補助事業に基づく発明、考案等に関する産業財産権等は、補助事業者に帰属する。

2 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合には、機構に報告するものとする。

### **(補助金の経理等)**

第24条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理

し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

### (立入検査等)

第25条 機構は、補助事業の適正を期するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施状況について報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

### (その他)

第26条 機構は、この要領に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を別に定めることができる。

### 【別表1】補助対象経費

補助事業者が有機EL照明製品の販路拡大を目的に展示会への出展及びその後の商談活動を行う場合に必要な次の経費

経費区分	経費の内容
展示会出展 小間代	補助事業により出展する展示会の小間代
出展ブース 製作経費	補助事業により出展する展示会のブース製作経費、展示什器・備品等のレンタル、展示パネルの製作等に関する経費 ※展示する製品の開発・製作経費は含まない
旅 費	補助事業により出展する展示会でのブース対応、及びその後の来場者等への商談活動を行う場合の旅費
輸 送 費	補助事業により出展する展示会の展示物、配付物、展示什器等の輸送費
そ の 他	その他、展示会出展に必要なものであり、機構が特に認める経費。 ただし、労務費、会議費、知的財産関連経費、振込手数料は除く。

### 附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。